

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	総合食料局流通課
部署の業務内容	食品の流通分野に係る流通機構の合理化及び流通機能の高度化の促進、卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督など

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	事業者等に対するヒアリングにあたって相手方のもとへ伺う事や、問い合わせがあった際に面会により対応する事等の取組を行っており、非常に喜ばれている。また、説明等をするに当たっては、相手方がその内容を理解するまで繰り返し、かつ、分かりやすい説明に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	大臣官房情報評価課が作成した「外部からの提供情報の管理マニュアル」に基づき適切に対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	全ての施策について国民各層に向けて説明を行っているものではないが、例えば、予算措置について、公示だけでなく説明会を開催し、関係者に施策目的や予算措置の内容について周知を図るとともに、あわせて要望の聴取に行っている。(なお、政策効果については、全省的に取り組んでいる政策評価を通じて説明とその後の施策への反映を行っている。) また、常日頃から関係業界等との情報提供・意見交換を実施し、効果的な予算措置等につながるよう取り組んでいる。例えば、卸売市場施設整備に係る助成に当たっては、各地区において事業者との情報交換を通じ、事業予定内容や事業メニューに係るニーズの把握につとめており、助成対象施設について、卸売市場機能の強化に資するものであったとの評価を得ている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されと考えられるか。	×	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	食品流通の合理化、機能高度化のために予算措置、金融措置等を行っており、これらは食品流通関係業界と深く関係している。また、卸売市場法に基づく指導・監督及び卸売市場の整備を行っており、これらは卸売市場関係業界と深く関係している。	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	卸売市場の活性化が生鮮食料品の円滑な流通につながる等、業の振興が全て消費者の利益に反するものとは考えないが、バランスが重要な問題であり、例えば、新規施策を検討するに当たり、国民の税金を使うという観点や、食の安全の確保等の消費者利益の確保と事業者が負担するコストとの比較考量を行うよう努めている。	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	例えば、食品製造業者や食品流通業者は、原材料高等によるコストアップ分を商品販売価格に上乗せするなど、可能な限り利益を維持したいと考えているが、消費者は、所得の減少、物価高、景気の低迷を背景に少しでも低価格で安全な食料品を買いたいと考えている。	
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	例えば、卸売市場における低温卸売場の整備等を通じたコールドチェーンの構築などの食の安全につながる流通基盤構築の推進、食品流通関係団体への、食品由来の健康危害リスクの管理に係る情報提供、実態調査、協力要請等は食の安全に関すると考える。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	平成16年に卸売市場法を改正し、卸売市場における品質管理の高度化を新たに基本方針に位置付け、品質管理高度化マニュアルを作成し、各市場の対応を促進している。 また、BSE対策としてのピッシング中止を受けて、卸売市場施設整備に関して、食肉市場においてこれに代わる大動物の不動体化対策への助成を容易とするため交付金の配分基準を見直した。 現在、卸売市場の品質管理高度化の取組については、平成20年度に各卸売市場に対しアンケート調査を実施し、衛生面の施設整備のニーズを把握したところ。 食品事故等が起こった際、国民への健康被害の拡大を防止するため、関係団体を通じ小売・卸売企業に対して迅速に情報提供を行うよう努めているところ。その際、新聞報道のあった内容について、関係事業者団体に情報提供する場合にも、当事者の確認を得た情報や関係行政機関が公表した情報等の客観的な情報を提供している。 また、食品事故等が起こった際の卸売市場における危機管理マニュアルを作成しているところ。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	

		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	国民の健康被害への未然防止策としては、食品流通関係団体に対してコンプライアンス意識の徹底について指導しており、国民の健康への悪影響発生につながる法令違反の未然防止ための取組を求めている。 また、卸売市場における品質管理の高度化を図るための規範の策定を推進しているところ。
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	当課の業務は、食品流通に関わる業務であり、間接的な意味も含めれば、全ての業務が食の安全とリンクすると捉えることも可能である。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	